

広社高第33号
平成16年3月30日

広島市監査委員 様

広島市長 秋葉 忠利
(社会局高齢福祉課)

平成13年度包括外部監査結果報告に添えて提出された意見への対応結果
について(通知)

このことについて、別紙のとおり対応しましたので報告します。

監査の対象 一般会計及び介護保険事業特別会計における高齢者保健福祉事業
項目 第4 一般会計における高齢者保健福祉事業（3 補助金の交付事務）

主管課 社会局高齢福祉課

意 見

(老人クラブに対する補助)

(ア) 補助制度の見直しについて

すでに老人クラブ活動が定着している一方、高齢者の社会参加や健康管理方法が多様化し老人クラブの加入率が年々低下する傾向にある現況下においては、老人クラブへの補助の必要性は低下していると思われる。また、高齢者の経済力は大きいと言われており、制度を見直す時期に来ているものと考えられる。

(イ) 補助対象の重複について

老人クラブ活動事業（バス等借上げ事業）について、老人クラブ運営補助と補助対象が重複しており、補助対象の見直しや補助制度の見直しが必要である。

(ウ) 補助対象と支給基準の不一致について

高齢者生きがい創造支援事業補助（サークル活動事業補助）について、補助支給基準が老人クラブの会員数であり、補助対象と支給基準が一致していない。

当制度は、サークル活動を行っている老人クラブに支援を行うことを目的としている以上、補助金支給基準を老人クラブ会員数ではなく、老人クラブサークルの人数や活動状況に応じた支給を行うことが必要である。

(エ) 老人クラブ提出決算書の様式改善について

決算書は補助金の費消内訳を記載しなくても良い様式となっており、市では老人クラブ補助に対するその使い道を把握・チェックできない。したがって、補助に対する費消内訳を記載する様式へ変更することを検討されたい。

対 応 結 果

(老人クラブに対する補助)

(ア) 補助制度の見直しについて

平成14年度において、高齢者保健福祉計画の改定に伴い、今後の高齢者保健福祉施策のあり方を、社会福祉審議会で審議いただき、その際、老人クラブへの補助のあり方についてもご意見をいただいた。

社会福祉審議会での意見も踏まえて、事業の目的や効果に着目して見直し、平成 15 年度においては、レクリエーションを主目的とする「老人クラブ活動事業（バス等借上げ事業）」について補助率を「5分の4」から「2分の1」（補助限度額については 76,000 円から 47,500 円）に引き下げ、さらに平成 16 年度から廃止する予定である。

一方、高齢者の健康づくりへの取組みを支援するため、(財)広島市老人クラブ連合会が実施する「老人クラブ健康増進教室事業費補助」を、平成 15 年度から創設した。

（イ） 補助対象の重複について

「老人クラブ運営費補助金」の実績報告の際の提出書類である決算書において、「老人クラブ活動事業（バス等借上げ事業）」と「老人クラブ運営費補助事業」のそれぞれの事業費の決算額を記入させており、補助金を重複して交付することのないようにしていたが、さらに、平成 15 年度から老人クラブ運営費補助金交付要綱に、補助対象経費を明記し、バス等借上げに係る経費の重複使用ができないことを明確にした。

なお、「老人クラブ活動事業（バス等借上げ事業）」については、上記（ア）のとおり見直すこととしている。

（ウ） 補助対象と支給基準の不一致について

「高齢者生きがい創造支援事業補助（サークル活動事業補助）」は、サークル活動を行っている老人クラブに対する補助として、老人クラブ内のサークル活動を促進し、老人クラブの魅力を増すことにより老人クラブの活性化を図ることを目的としたもので、従来は老人クラブの会員数を計算の基礎としていたが、平成 15 年度から支給基準をサークルに加入している会員数に改正した。

（エ） 老人クラブ提出決算書の様式改善について

平成 15 年度から「老人クラブ運営費補助金」の実績報告の際の提出書類である決算書の様式を、補助金をどのような事業又は費目に使用したか明記させるものに改正した。